

# 現場代理人の直接的・恒常的雇用関係について

## －対象金額の拡大－

現在、現場代理人の選任においては、工事の適正な施工（契約の適正な履行）を確保するため、予定価格が1千万円以上の全ての建設工事（土木一式工事については8百万円以上）について、請負者と直接的・恒常的な雇用関係を要件としていますが、平成24年度から、土木一式工事にかかる発注区分の改正に伴い適用金額を引き下げます。

### 記

## 1 対象工事

奈良県が発注する予定価格が、1千万円以上の全ての建設工事  
（ただし、土木一式工事については**8百万円以上**（Cランク）の工事）  
**5百万円以上**

## 2 適用時期

**平成23年4月1日以降**の公告及び指名通知をする建設工事から適用  
**平成24年6月1日以降**

## 3 直接的・恒常的雇用とは、

※直接的＝請負者と直接雇用関係にあること

※恒常的＝入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること

※入札の申込のあった日＝ 一般競争入札＝入札参加資格確認申請日  
指名競争入札＝入札執行日  
随意契約＝見積書提出日

## ※現場代理人とは、

工事現場に常駐し、請負者の代理人的な役割・職務を担い、工事の施工や契約関係事務に関する一切の事項を処理する人のことをいいます。  
（ただし、請負金額の変更や請負代金の請求、契約の解除にかかることは除く。）